

作 成 平成17年度
目 標 平成19年度

きょうと食の安心・安全アクションプラン

【平成18年度計画】

京 都 府

食の安心・安全プロジェクト
〔保健福祉部〕
〔商工部〕
〔農林水産部〕

目 次

はじめに	1
基本的な考え方	2
個別課題に係る計画	3
1 安心・安全の基盤づくり	3
~安全で環境に配慮した食品の生産・供給体制の確立~	
安全な食品の生産・製造・加工、流通の確保	3
生産者・事業者の衛生管理等による品質向上対策の促進	12
人にやさしく環境に配慮した食品生産の推進	15
京都府独自の登録制度の創設	19
2 安心・安全の担保	20
~生産から消費までの一貫した監視・指導・検査システムの構築~	
食品衛生に関する監視・指導の充実・強化	20
B S E、高病原性鳥インフルエンザなどの予防対策の徹底と監視体制の強化	26
適正な食品表示の確保	28
3 信頼づくり	31
~リスクコミュニケーションの促進と府民参画~	
リスクコミュニケーションの促進と情報共有化の推進	31
顔の見える関係づくりの推進	33
食の安心・安全に関する学習活動の推進	34
コンプライアンス（法令順守）の推進	35
主な事項と関係事業	36

はじめに（作成の趣旨）

平成16年12月に策定、公表した「きょうと食の安心・安全アクションプラン」では、府内で生産・流通・消費される食品（農畜水産物を含む。）の安心・安全を確保するため生産者・事業者、消費者、行政が協働して取り組むべき課題を明らかにするとともに、効果的かつ計画的に取組を推進するため、具体的な実行計画の作成を重点施策の1つに掲げています。

この計画は、アクションプランの趣旨を踏まえて作成したものです。

計画では、毎年度、課題ごとに現状と施策の展開方向、具体的な取組事項を明らかにするとともに、評価等の観点から主な数値目標を示しています。

なお、計画については、毎年度、点検し、評価を行った上で、見直すことにしています。

基本的な考え方

1 食の安心・安全を取り巻く状況

近年、「食」を取り巻く状況は、消費者ニーズの多様化・健康志向、^{なかしよく} 外食や中食の拡大、食品流通の広域化・国際化とそれに伴う輸入食品の増加、多様な加工食品の販売、食品製造の大規模化など、大きな変化が生じています。

こうした状況の中で、加工乳における大規模食中毒、BSE（牛海綿状脳症）等の発生、農薬の残留基準を超えた輸入野菜、違反添加物が使用された食品、ダイエット食品等いわゆる健康食品などによる健康被害、更には原産地表示の偽装等が相次ぎ、府民の「食」に対する信頼が揺らいでおり、信頼確保に向けての生産者や事業者、行政の適切な対応が強く求められています。

2 基本方向

府民の健康保護が最も重要であるとの基本認識のもとに、食の安心・安全を確保するため、従来の取組に加え、緊急に強化すべき課題について、情報公開の促進を基本に、次の3つの取組を柱に計画を推進します。

安全で環境に配慮した食品の生産・供給体制の確立

生産から消費まで一貫した監視・指導・検査システムの構築

リスクコミュニケーションの促進と府民参画

3 取組の視点

生産者・事業者、消費者、行政が、それぞれの責務と役割を果たすとともに、次の視点で食の安心・安全確保の取組を進めます。

分かりやすさと消費者参画を基本とした「消費者の立場での視点」

情報の共有化による連携協調、相互理解及び信頼関係に基づく「協働の視点」

水などの生産環境の良好な保全など「環境の視点」

個別課題に係る計画（実績）

1 安心・安全の基盤づくり

【安全で環境に配慮した食品の生産・供給体制の確立】

プラン1 安全な食品の生産・製造・加工、流通を確保します。

安全な農産物の生産

現 状

生産量や品質の安定と安全性を確保するため、農薬の適正使用についての技術指導を行っています。

また、信頼確保のため、栽培履歴の記帳運動の推進や情報を開示するシステムの導入が進められており、既に、米、ブランド京野菜（みず菜、壬生菜等）については、農業団体（JA全農京都府本部）において、生産履歴の情報が開示されています。

課 題 - 1

農薬の適正使用の徹底

具体的な取組

適正な農薬使用を進めるため、作物ごと、地域ごとに病害虫・雑草の防除マニュアル（栽培ごよみ）を作成し、農家へ配布します。

なお、効果的で効率的な防除を行うため府内140か所で病害虫の発生状況調査を定期的に行い、病害虫の発生を予察し、農家に情報を提供します。

取組目標	計画 (実績)	計画	計画	備 考
栽培ごよみの作成点数	200種類 (185種類)	200種類	200種類	農産流通課
配布戸数(のべ戸数)	50千戸 (50千戸)	50千戸	50千戸	農産流通課

【数値目標の根拠】

栽培ごよみの作成点数

農薬の使用については、作物ごと、地域ごとに異なるため663の暦を作成する必要がある。この暦を3年に1回見直すことを目標としている。

配布戸数(のべ戸数)

全販売農家約24千戸に対し、作付前(冬)及び防除時期の前(夏)計2回程度の配布を目標としている。

課題 - 1 のつづき

農薬販売者などの知識向上のために講習会を開催します。

取組目標	計画 (実績)	計画	計画	備考
講習会の参加者数	600人 (497人)	600人	600人	農産流通課

【数値目標の根拠】

講習会の参加者数

希望者すべてが参加できるような体制を整えており、啓発活動により100名増の目標を設定している。

農薬販売者、防除業者などを対象にした農薬管理指導士の認定試験、更新や資質向上のための研修会を開催します。

取組目標	計画 (実績)	計画	計画	備考
農薬管理指導士の認定者数(累計数)	650人 (627人)	680人	730人	農産流通課

農薬管理指導士

農薬に関する専門的な知識を修得したと認められる者を「農薬管理指導士」として認定している。

【数値目標の根拠】

認定者数

多くの関係者に制度を知ってもらい認定者数の増加に努めている。希望者すべて受験受入体制を整え、毎年50名の増加を目標としている。

課題 - 2

米、京野菜などの戦略的な品目について生産履歴情報の開示の促進

具体的な取組

J Aグループで取り組まれている米のトレーサビリティシステムの推進を図ります。

大規模稲作農家・農業法人に対してトレーサビリティシステムの導入についての啓発と普及を図ります。

取組目標	計画 (実績)	計画	計画	備考
J A系統での取組の普及(流通量) 【うるち、もちの出荷契約米】	15,900 t (18,100 t)	16,900 t	17,900 t	農産流通課
大規模稲作農家・農業法人での取組数等	啓発・周知活動の実施	個別農家用システムの基準づくり	試行農家3戸	農産流通課

トレーサビリティシステム

生産、製造、加工、販売の食品供給工程の各段階で食品とその情報を追跡し、遡及できるシステムのこと。

【数値目標の根拠】

J A系統での取組の普及

全農京都府本部では、平成21年度を目標に生産履歴開示率を100%にする計画であり、平成21年度の出荷契約米計画量(19,900 t)を100%として、17年度、80%、18年度85%、19年度90%を数値目標として設定した。

大規模稲作農家・農業法人での取組数

大規模稲作農家等個別農家におけるトレーサビリティシステムについては、標準的な基準がなく、実践事例も少ないため、18年度に基準づくりの検討を行い、19年度に少数農家(3戸)でモデル的に実施する。

課題 - 2 のつづき

具体的な取組

「みず菜」「壬生菜」など、野菜のトレーサビリティシステムの普及と拡大を図ります。

取組目標	計画 (実績)	計画	計画	備考
システム導入品目数	3品目 (7品目)	8品目	9品目	農産流通課 計画 堀川ごぼう 計画 聖護院大根
システム導入作物面積	124ha	167ha	176ha	
実績内訳	(164ha)			
みず菜	66.5ha			
壬生菜	8.0ha			
紫ずきん	49.6ha			
万願寺とうがらし	5.7ha			
賀茂なす	2.0ha			
京山科なす	0.4ha			
花菜	31.4ha			

【数値目標の根拠】

システム導入品目数

京のブランド産品21品目のうち、ブランド産地のないくわい、金時人参を除いた産品を情報開示の対象品目(19品目)とし、そのうち生産出荷量の多い上位9品目を当面の対象とした。

課題 - 3

農産物の総合的な品質管理向上対策の推進

具体的な取組

安全で環境に配慮した農産物の総合的なリスク管理手法（農業規範：GAP）をつくり、普及を図ります。

手法検討のための基礎調査等を進めます。

取組目標	計画 (実績)	計画	計画	備考
適正農業（環境）規範 の実践農家数等	-	農業（環境） 規範の作成	120戸	農産流通課

農業規範（GAP）

農産物・畜産物の安全性を確保するため、生産段階に加え、洗浄・選別・保管・出荷・輸送に至るまでの各段階も含め、総合的なリスク管理の手法。

EUでは、「食品安全」のほかに、「環境負荷低減」や「労働福祉」が目標・理念として掲げられている。

【数値目標の根拠】

適正農業（環境）規範の実践農家数

品質管理の向上について意識の高い、エコファーマー（380名）全員が取り組むことを当面の目標とし、19年度はその3分の1の実施を推進目標とした。

安全な畜産物の生産

現 状

家畜疾病の予防を図るため、衛生検査や飼養管理指導を定期的を実施しています。

また、BSEの発生に伴い、牛肉のトレーサビリティシステムが既に導入され、出生年月日や管理者などの生産履歴の情報を開示しています。

課 題 - 1

家畜伝染病予防の徹底

具体的な取組

家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延を防止するため、畜産農家全戸に対して、家畜の巡回指導を行います。

取組目標	計画 (実績)	計画	計画	備 考
伝染病予防のための巡回戸数(全戸)	2,700戸	2,700戸	2,700戸	畜産課
実績内訳	2,754戸			
牛 馬 豚 鶏 蜜蜂	298戸 58戸 23戸 2,237戸 138戸			

【数値目標の根拠】

巡回戸数

畜産農家全戸を数値目標とした。

課題 - 2**牛肉、鶏卵、鶏肉についてのトレーサビリティシステムの推進****具体的な取組**

牛肉トレーサビリティシステムが適切に運用されるよう指導を行います。

亀岡牛枝肉振興協議会では、消費者への付加価値情報（給与飼料など）の提供の取組を進めます。

取組目標	計画 (実績)	計画	計画	備考
指導畜産農家数	300戸 (298戸)	300戸	300戸	畜産課

【数値目標の根拠】

指導畜産農家数

牛を飼養しているすべての畜産農家数300戸を目標とした。

鶏卵・鶏肉の安心・安全を生産から消費まで一貫して管理・監督するシステム
をつくり、取組を推進します。

取組目標	計画 (実績)	計画	計画	備考
システムによる鶏卵数	6.5千t (6戸6.5千t)	11.9千t	12.0千t	畜産課
システムによる鶏肉量	システムの 確立	モデル実施	3,500 t	畜産課

生産から消費まで一貫して管理監督するシステム

トレーサビリティシステムに、生産から販売までの各段階における衛生管理基準と情報開示基準を組み合わせた、京都府と京都鶏卵・鶏肉安全推進協議会が推進する独自のシステム

【数値目標の根拠】

鶏卵数

府内で生産され、府内で流通している鶏卵の推定量15,300tのうち80%に当たる12,000tを目標とした。(府内消費量(36,000t)の33%)

鶏肉

府内で食鳥処理され、府内で流通している鶏肉の推定量4,340tのうち80%に当たる3,500tを目標とした。(府内総消費量(25,000t)の14%)

課題 - 3

畜産物の総合的な衛生管理向上対策の推進

具体的な取組

家畜飼養農家が守らなければならない飼養衛生管理基準の巡回指導を徹底します

取組目標	計画 (実績)	計画	計画	備考
飼養衛生管理基準の巡回指導戸数	2,600戸 (2,616戸)	2,600戸	2,600戸	畜産課
実績内訳	2,616戸			
牛	298戸			
豚	23戸			
鶏	2,237戸			

飼養衛生管理基準

伝染病を予防するために家畜（牛、豚、鶏）を飼育している者が最低限守らなければならない衛生管理項目を国が基準として定めたもの。

【数値目標の根拠】

畜産農家全戸を数値目標とした。

畜産物生産における衛生管理システムを普及します。

普及に向けた啓発を頭数規模を定めて重点的に行います。

取組目標	計画 (実績)	計画	計画	備考
衛生管理システムの普及戸数	試行12戸	15戸	20戸	畜産課
実績内訳	12戸			
酪農	3戸			
採卵鶏	6戸			
ブロイラー	3戸			

畜産物生産における衛生管理システム

家畜伝染病の予防と安全な畜産物を生産するために必要な衛生管理項目を定め記録し、保存するための京都府におけるシステム

【数値目標の根拠】

衛生管理システムの普及戸数

酪農50頭、肉用牛100頭、豚1,000頭、鶏1万羽のいずれか以上を飼養している全農家（72戸）への順次導入を目標とする。

安全な水産物の生産

現 状

衛生管理水準の向上を図るため、衛生管理施設や鮮度保持施設の整備を指導・支援するとともに、水産加工を行っている漁業協同組合等を対象にして、講習会を開催するなど衛生的な食品管理について指導しています。

課 題 - 1

養殖現場での衛生管理意識の向上

具体的な取組

養殖の際に用いる動物用医薬品の適正な使用についての指導を行います。

取組目標	計画 (実績)	計画	計画	備考
巡回指導した養殖業者数	18経営体 (17経営体)	20経営体	25経営体	水産課

【数値目標の根拠】

養殖業者数

府内の養殖業者約40業者を2年に一度、巡回指導を実施することを数値目標とした。

課 題 - 2

水産加工品における衛生管理意識の向上

具体的な取組

水産加工に従事する役職員を対象にして講習会を開催します。

取組目標	計画 (実績)	計画	計画	備考
講習会の開催数	1回 (1回)	1回	1回	水産課

【数値目標の根拠】

講習会の開催数

関係機関、関係団体による魚類防疫会議を開催することを目標とした。

プラン2 生産者・事業者の衛生管理等による品質向上対策を促進します。

生産者による安全性の確保

現 状

農畜水産物については、生産者団体等において、適正な農薬等の使用について指導や確認を行うことにより、安全性の確保を図っています。

課 題 - 1

農産物の安全性確認

具体的な取組

農業団体による米（京都米）の残留農薬検査など、安全性の確保に関する取組を支援します。

取組目標	計画 (実績)	計画	計画	備 考
検査件数	20ロット (14ロット)	20ロット	20ロット	農産流通課

【数値目標の根拠】

検査件数

地域ごと（京都山城、南丹、中丹、丹後）の主要品種と生産量を勘案して品種ごとに1～2ロットのサンプル抽出を行うこととし、合計分析ロット数を20ロットと数値目標として設定した。

事業者による安全性の確保

現 状

加工食品等にあつては、食品関係事業者が設置する食品衛生責任者が主体となり、自主的に衛生管理を行うとともに、(社)京都府食品衛生協会や食品衛生推進員(京の食“安全見はり番”)が指導や助言を行っています。

課 題 - 1

自主衛生管理の取組の強化・促進

具体的な取組

食品の衛生管理についての意識向上のため、食品衛生指導員及び食品衛生推進員による自主衛生管理運動を推進します。

自主検査の実施や原材料情報の記録など、事業者の自主的な取組を推進します。

取組目標	計画 (実績)	計画	計画	備 考
食品衛生指導員及び食品衛生推進員による指導件数	3,500件 (4,000件)	4,000件	4,500件	生活衛生室

【数値目標の根拠】

指導件数

指導対象施設約13,000件のうち、食中毒の発生する可能性が高い業種を中心に指導・助言を効果的に実施する。

食品の衛生管理水準の向上のために食品関連団体や食品関連事業者が開催する研修会や講習会等に講師を派遣します。

取組目標	計画 (実績)	計画	計画	備 考
派遣回数	80回 (98回)	80回	80回	生活衛生室

【数値目標の根拠】

派遣回数

各保健所の責任者講習会や講師派遣依頼については、要望どおり対応することとしており、平年ベースの依頼件数を数値目標とした。

課題 - 1

京の食品安全管理プログラム（京都府独自の品質管理向上システム）の推進

具体的な取組

加工食品の安全性を向上させるために京都府独自の「京の食品安全管理プログラム」（手引）の普及・啓発を図ります。

業種毎の「京の食品安全管理プログラム」の作成を支援します。

取組目標	計画 (実績)	計画	計画	備考
手引作成説明会の開催	2回 (2回)	4回	4回	プロジェクト
業種毎の「安全管理プログラム」の作成数	1業種 (1業種)	10業種	20業種	プロジェクト

プロジェクト：食の安心・安全プロジェクト専任の略

【数値目標の根拠】

開催回数

食品事業者ができるだけ参加しやすいように府内4か所で説明会を開催する。

「安全管理プログラム」の作成件数

20年度までに食品産業の主要業種30業種について作成予定であり、18年度から10業種ずつ作成することを数値目標とした。

プラン3 人にやさしく環境に配慮した食品生産を推進します。

環境に配慮した農畜産物の生産

現 状

農業については、土づくりを基本に農薬や化学肥料の使用を削減した「京都こだわり農法」の取組の拡大や農業用廃プラスチックの回収など、環境への負荷を低減する取組が広がりをを見せています。

畜産業については、土づくりのために家畜排せつ物の積極的な利活用により環境への影響防止や低減に努めています。

また、水産業については、漁場環境が良好に保持されるよう養殖密度の適正化などの指導を行っています。

課題 - 1

環境にやさしい農業の推進

具体的な取組

施肥が過剰とならないよう農地の土壌分析を実施します。

農家などから依頼があれば、土壌分析を行います。

また、環境にやさしい技術の効果の確認と普及のため、実証ほを各地に設置します。

取組目標	計画 (実績)	計画	計画	備考
土壌分析点数・項目	600点 (692点) 2,500項目 (3,378項目)	600点 3,000項目	600点 3,000項目	農産流通課

施肥：作物に肥料を与えること。

【数値目標の根拠】

分析点数

毎年、重点地域やテーマを決めて土壌分析を行っている。

また、農家からの要望については、すべて対応することとしており、平年の分析点数を数値目標とした。

課題 - 1 のつづき

具体的な取組

減化学肥料、減農薬等の取組を実践するエコファーマーの認定を進め、環境にやさしい農業を進めます。

取組目標	計画 (実績)	計画	計画	備考
認定件数(累計数)	260件 (305件)	350件	380件	農産流通課

エコファーマー

「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき、土づくり、減化学農薬、減化学肥料栽培の3つの技術を組み合わせた環境にやさしい農業についての導入計画を作成し、知事の認定を受けた農業者の愛称。認定を受けると、認定対象品目に、エコファーマーのマーク(全国共通)を貼付できる。

【数値目標の根拠】

認定件数

農家が自主的な取組によって申請する制度であるため、制度の必要性について普及・啓発を行い認定農家の拡大を図る。

京都こだわり農法の普及により、栽培面積の拡大を推進します。

取組目標	計画 (実績)	計画	計画	備考
こだわり農法による栽培面積	260ha (279ha)	280ha	300ha	農産流通課

【数値目標の根拠】

栽培面積

ブランド産地認定面積(林産物の丹波栗を除く。)で産地拡大目標を設定している。

課題 - 1 のつづき

具体的な取組

環境規範に基づく管理を進めるため、モデル畜産農家を指定し取組を進めます。

取組目標	計画 (実績)	計画	計画	備考
モデル畜産農家数 (累積数)	5戸 (3戸)	10戸	15戸	畜産課

環境規範

環境と調和のとれた畜産経営を営むために必要な項目（家畜排せつ物処理
悪臭・害虫の発生防止 家畜排せつ物の利活用の推進など）を定める京都府に
おける規範のこと。

【数値目標の根拠】

畜産農家数

モデル的な取組を継続し実施する。毎年度5戸を対象として取り組むことを数値
目標とした。

課題 - 2

環境保全のため、適正な養殖密度による管理を指導

具体的な取組

適正な養殖密度を維持するための指導を行います。

取組目標	計画 (実績)	計画	計画	備考
指導経営体数	18経営体 (17経営体)	20経営体	25経営体	水産課

【数値目標の根拠】

指導経営体数

府内の養殖業者約40業者を2年に一度、巡回指導を実施することを数値目標と
した。

環境に配慮した加工食品の製造

現 状

大量の食べ残しや生産・流通段階での大量の廃棄など、多くの食品が浪費されている中で、廃棄物削減に積極的に取り組んでいる事業所を「エコ京都21認定制度」(府の独自制度)に基づき認定するなど、資源循環型社会の形成に向けての取組を進めています。

課 題 - 1

食品リサイクルの一層の推進

具体的な取組

食品生産における資源循環システムの導入と普及に努めます。
食品業界における「エコ京都21」の周知と認定事業所数の増加を図ります。

取組目標	計画 (実績)	計画	計画	備 考
認定事業所数(累積数)	(38事業所)	-	-	産業支援室

エコ京都21

環境に配慮した取り組みを行っている事業所を認定。地球温暖化防止部門、循環型社会形成部門の2部門があり、リサイクルの推進等を行っている事業所は循環型社会形成部門の認定を受けている。

【数値目標の根拠】

認定事業所数

事業者の自主的な取組であるため、特に目標数値を設定しない。

プラン4 京都府独自の登録制度を創設します。

現 状

生産者や製造者等が行っている衛生管理や情報開示の努力や工夫が見えないことにより、消費者は、食品の安全性と信頼性に漠然とした不安を抱いている状況にあります。

課 題 - 1

生産・製造段階での品質管理水準の向上と情報開示の促進

具体的な取組

農畜水産物や加工食品について、品質管理と情報開示を要件とする「きょうと信頼食品登録制度」(仮称)を創設します。

取組目標	計画 (実績)	計画	計画	備 考
登録食品分類数	登録制度の 確立	10業種	20業種	プロジェクト
食品(事業者)登録数	-	100件	200件	プロジェクト

【数値目標の根拠】

「安全管理プログラム」の作成件数

20年度までに食品産業の主要業種30業種について登録基準を設定する予定であり、18年度から10業種ずつ設定することを数値目標とした。

食品(事業者)登録数

食品関連団体に加入する約2,000件の内50%が登録制度に参加できる水準にあると考え、毎年100件ずつの登録を数値目標として設定した。

2 安心・安全の担保

【生産から消費までの一貫した監視・指導・検査システムの構築】

プラン1 食品衛生に関する監視・指導を充実・強化します。

農畜水産物の監視・指導について

現 状

農産物については、農薬の販売者や使用者、肥料生産業者を対象とした立入検査を実施しています。

畜産物については、「家畜伝染病予防法」「牛海綿状脳症対策特別措置法」や「飼料の安全性確保及び品質改善に関する法律」に基づく、監視により生産段階での安全性の確保に努めています。

また、畜産農家や養殖業者に対して、動物用医薬品の適正使用について検査を実施しています。

課 題 - 1

無登録農薬などの販売防止の徹底

具体的な取組

農薬販売者・農薬使用者・肥料生産業者に対して立入検査を実施します。
なお、立入検査の結果については、府のホームページ等で公表します。

取組目標	計画 (実績)	計画	計画	備 考
農薬取締法に基づく立入調査数	250件 (170件)	250件	250件	農産流通課
肥料取締法に基づく立入調査数	5件 (8件)	10件	10件	農産流通課

【数値目標の根拠】

農薬の立入調査数

指導対象とする815件を3年に1回立入調査することとして数値目標を設定した。

肥料の立入調査数

新規登録届出者及び3年に1回の更新者について立入調査することとして数値目標を設定した。

課題 - 2

土壤中の重金属の監視

具体的な取組

土壤中のカドミウム含有量のモニタリング調査を行うとともに、吸収が抑制される技術の開発を進めます。

取組目標	計画 (実績)	計画	計画	備考
モニタリング調査点数	17点 (15点)	13点	6点	農産流通課

【数値目標の根拠】

調査点数

全国における調査であり、京都府においての調査箇所と点数が定められている。

課題 - 3

家畜伝染病予防対策の徹底

具体的な取組

家畜伝染病予防法に基づく疾病の予防検査を実施します。

牛については結核病等、馬については伝染性貧血、豚についてはコレラ等、鶏についてはニューカッスル等の予防検査をします。

取組目標	計画 (実績)	計画	計画	備考
予防検査の実施頭羽数	23千頭・羽 (23千頭・羽)	23千頭・羽	23千頭・羽	畜産課
実績内訳	23千頭・羽			
牛(のべ数)	10,500頭			
馬	350頭			
豚	2,700頭			
鶏(百羽以上)	8,500羽			
抽出検査				
蜂	900群			

【数値目標の根拠】

実施頭羽数

家畜伝染病予防法の対象となる伝染病についての検査対象家畜数を数値目標とした。

課題 - 4

動物用医薬品の適正使用の徹底

具体的な取組

畜産農家、水産養殖事業者の巡回による監視指導を行います。

取組目標	計画 (実績)	計画	計画	備考
畜産農家への監視件数 (牛、豚、鶏千羽以上)	400件 (406件)	370件	370件	畜産課
水産養殖事業者への監視件数	18件 (17件)	20件	25件	水産課

【数値目標の根拠】

畜産農家への監視件数

医薬品の使用頻度が高いところ(牛、豚、鶏千羽以上)を重点的に監視指導

水産養殖事業者への監視件数

府内の養殖業者約40業者を2年に一度、巡回指導を実施することを数値目標とした。

加工食品等の監視・指導について

現 状

食品衛生法に基づき、食中毒の発生防止や不良食品の排除、食品の安全性確保のため、生産、製造、加工、調理、販売施設の監視・指導を行うとともに、府内で生産・製造又は販売される食品等について、残留農薬、食品添加物等の検査を行い、安心・安全の確保に努めています。

また、いわゆる健康食品と称される中には、医薬品と思われるような効能をうたったり、効果をより高めるために医薬品成分を混入させているものが確認されたりしていることから、インターネットでの販売を含めて、監視を行っています。

課 題 - 1

府民の意見を反映した食品衛生についての監視

具体的な取組

食品群ごとに、食中毒菌、残留農薬、添加物など検査項目ごとの年間の実施計画を定め、効果的な検査を進めます。

意見交換会やホームページを活用し、府民の意見を募集し、計画に反映します。

府の関係機関をはじめ京都市等との連携を進めるとともに、滋賀県と検査対象の分担により、効率的な監視を進めます。

指導計画に基づき食品事業者の監視するとともに、監視結果の状況を公表します。食中毒の発生しやすい時期や年末食品流通の多い時期での監視を強化します。

取組目標	計画 (実績)	計画	計画	備 考
食品の収去検体数	1,438件 (1,576件)	1,450件	1,450件	生活衛生室
対象食品等の区分				
農産物	260 (260)	260	260	
畜産物	126 (138)	126	126	
水産物	44 (45)	44	44	
加工食品	923 (1,050)	923	923	
その他	85 (83)	97	97	
国産、輸入別の区分				
国産	1,348 (1,446)	1,348	1,348	
輸入	97 (130)	109	109	

【数値目標の根拠】

収去検体数

検査機関の能力に応じた数値目標を設定した。

課題 - 2

無承認・無許可医薬品（疑い）に対する監視の強化

具体的な取組

販売業者に対して立入調査を強化します。
インターネット販売等に対する監視を強化します。

取組目標	計画 (実績)	計画	計画	備考
指導件数	400件 (281件)	400件	400件	薬務室

【数値目標の根拠】

指導件数

インターネット等で監視を行い、無承認・無許可の医薬品等に該当するものを確認した場合はすべて指導している。平年での指導件数を数値目標としている。

課題 - 3

監視結果等についての公表

具体的な取組

「食品衛生監視指導計画」の実施状況や結果を公表します。
登録肥料生産業者への立入検査結果を公表します。
農薬販売者、使用者への立入検査結果を公表します。
JAS法等の食品表示制度の立入検査結果を公表します。
食に関する試験研究の情報提供を行います。
食に関する事業者等の取組事例を紹介します。

課題 - 4

検査内容の多様化・高度化に対応できる検査機器の整備など検査体制の充実

具体的な取組

多様化・高度化した検査内容に対応するため、検査機器の充実を図ります。
農薬等のポジティブリスト制の導入に備え、検査技術向上の研修等を実施します。
拠点保健所に業務管理基準（GLP）を導入し、検査結果の信頼性の向上を図ります。

ポジティブリスト制

原則全てが禁止されている中で、禁止されていないものを一覧表（リスト）に示したものをポジティブリストといい、食品への残留が認められる農薬などについて残留基準を設定し、基準の設定されていない農薬などが一定量以上、残留する食品の流通を禁止する制度。（平成18年5月実施予定）

業務管理基準（GLP）

検査機器の精度管理を行うために定期的な保守点検と外部機関による精度管理についての点検を受けることにより検査精度の信頼性を高めるシステム

課題 - 5

関係機関の連携と職員の調査能力の向上

具体的な取組

農林・商工・保健部局の連携による対応力の強化を図ります。

府民からの相談等への対応力を高めるため、関係法令についての習熟と問題事案への対応研究等、担当職員による能力向上の取組を進めます。

取組目標	計画 (実績)	計画	計画	備考
研修会の開催回数	1回 (1回)	1回	1回	生活衛生室 消費生活室 農産流通課

【数値目標の根拠】

開催回数

最低、年1回を開催目標として、職員の調査能力向上のための研修を実施。

プラン2 BSE、高病原性鳥インフルエンザなどの予防対策を徹底し、監視体制を強化します。

現 状

国内におけるBSEや高病原性鳥インフルエンザの発生を契機として、食品の安全性についての府民の関心が高まる中で、牛については、24箇月齢以上の死亡牛と、と畜場で処理されるすべての牛に対し、BSE検査を実施しています。

鶏については、府内での高病原性鳥インフルエンザの経験をもとに、対応マニュアルを作成するとともに、養鶏場からの鶏の死亡状況を含めた飼養状況の定期報告と大規模食鳥処理場におけるスクリーニング検査を実施しています。

課 題 - 1

家畜伝染病の迅速で的確な診断及び発生時の防疫体制の整備

具体的な取組

多様化・高度化する家畜疾病に迅速に対応するため、遺伝子検査等が行える高度な検査機器を備えた中丹家畜保健衛生所を新たに整備しました。

また、鳥インフルエンザなどの急性伝染病の発生時には家畜保健衛生所間の連携による的確な初動防疫を講じるため、「広域防疫対策センター」を併設し、稼働しています。

特に、高病原性鳥インフルエンザの予防対策の徹底と監視のため、養鶏農家の巡回指導と鶏の抗体検査を実施しています。

取組目標	計画 (実績)	計画	計画	備 考
養鶏農家への巡回指導数(千羽以上、年4回)	85戸 (85戸)	85戸	85戸	畜産課
愛玩鶏等の家きん飼養者への巡回指導数	2,100戸 (2,152戸)	2,100戸	2,100戸	畜産課
モニタリング検査の実施数(毎月)	4戸 (4戸)	4戸	4戸	畜産課
抗体検査実施数(千羽以上、年4回)	85戸 (85戸)	85戸	85戸	畜産課

【数値目標の根拠】

養鶏農家への巡回指導数 千羽以上、年4回

愛玩鶏等の家きん飼養者への巡回指導数 全戸、年1回

モニタリング検査の実施数 各地域1戸毎月実施

抗体検査実施数 千羽以上、年4回

課 題 - 2

食鳥肉に対する安心・安全の確保

具体的な取組

養鶏農家から食鳥群の健康状態の報告を励行するよう指導します。
異常食鳥の食鳥処理場への搬入の自粛措置を続行します。
大規模食鳥処理場において鳥インフルエンザの疑いのある鶏についての簡易検査（スクリーニング検査）を実施します。
検査について継続実施します。

課 題 - 3

牛肉に対する安心・安全の確保

具体的な取組

牛海綿状脳症対策特別措置法に基づき、24箇月齢以上の死亡牛のBSE検査を実施します。
府内の2箇所のと畜場において、BSEの全頭検査を実施します。
100%実施を継続します。

プラン3 適正な食品表示を確保します。

現 状

適正な食品表示の確保は、食品の安全性や品質に対する信頼性を確保する上で重要ですが、関係する法律は多岐にわたり内容も細かく複雑なため、事業者の食品表示制度に対する理解と認識は進んでいるとは言えません。

このため、食品表示の状況についての実態調査と併せて啓発活動を行っています。

また、アレルギー物質、遺伝子組換え食品及び食品添加物等、消費者の関心の高い食品表示事項について、立入調査等により、原材料の使用実態と表示の整合性を確認しています。

課 題 - 1

食品表示に関する正確な知識の普及

具体的な取組

食品表示についての正しい知識を普及するために事業者・消費者を対象とした研修会を開催します。

取組目標	計画 (実績)	計画	計画	備 考
研修会の開催回数	1回 (11回)	4回	4回	生活衛生室 消費生活室 農産流通課

【数値目標の根拠】

開催回数

平成16年度に作成した表示ハンドブックを用いて適正表示の啓発推進を目的に食品表示講習会を11回開催

今後は、各広域振興局において、年4回を開催目標とし、適正表示を周知する。

課題 - 2**食品の適正表示に対する監視・指導****具体的な取組**

原産地表示など、食品表示に対する意識向上のため、個別店舗・業界団体への指導・啓発を行います。

取組目標	計画 (実績)	計画	計画	備考
指導啓発店舗数	100店 (208店)	140店	150店	農産流通課

【数値目標の根拠】

啓発店舗数

販売者の意識向上及び府民の関心等を考慮して調査テーマを決め、該当店舗を中心に、できる限り多くの調査を実施する。

- アレルギー食品、遺伝子組換え食品、添加物等の適正表示の推進と監視を行います。

食品が多く出回る時期に監視を強化します。

取組目標	計画 (実績)	計画	計画	備考
監視施設数	200施設 (261施設)	200施設	200施設	生活衛生室

【数値目標の根拠】

監視施設数

食品製造施設2,400施設のうち、菓子(パンを含む。)製造業、惣菜製造業等の施設を中心に抽出し、効果的に監視する。対象施設の約1割を数値目標とした。

- 保健機能食品、一般的に「健康食品」と称される食品についての適正表示の推進と監視指導を行います。

取組目標	計画 (実績)	計画	計画	備考
監視事業者数	140店 (225店)	150店	150店	健康増進室 薬務室

【数値目標の根拠】

監視事業者数

チラシなどの広告を監視し、無承認・無許可の医薬品等に該当するものを確認した場合はすべて指導している。平年での指導件数を数値目標としている。

課題 - 3

食品表示の適正化についての府民参画

具体的な取組

食品表示110番（相談窓口）を引き続き設置し、相談対応や情報提供を行います。

「京の食“安全見はり番”」や「くらしの安心推進員」により食品表示の監視を行います。

食品表示モニターの設置を検討します。

取組目標	計画 (実績)	計画	計画	備考
「京の食“安全見はり番”」の設置人数	150人 (144人)	144人	150人	生活衛生室
くらしの安心推進員の設置人数	100人 (100人)	200人	200人	消費生活室

【数値目標の根拠】

京の食“安全見はり番”

活動の対象施設（約13,000施設）のうち、年間その3分の1程度の件数を目途に、1箇月に30件程度監視が行えるよう、人員を配置

くらしの安心推進員

府民のボランティアとしての参画の推進目標。

「くらしの安心推進員養成研修」受講者に加えて福祉関係者等を対象とした「消費生活サポーターズ研修」を修了された方に「くらしの安心推進員」として登録いただき、登録者数200名を目指す。

3 信頼づくり

【リスクコミュニケーションの促進と府民参画】

プラン1 リスクコミュニケーションの促進と情報の共有化を推進します。

現 状

「食の安心・安全セミナー」の開催や食品による危害情報などを「京の食“安心かわら版”」、「食の安心・安全プロジェクトのホームページ」を通して府民に提供するとともに、意見交換会の開催により食に関する情報の共有化に努めています。

リスクコミュニケーション

関係者が情報を共有した上で、それぞれの立場から意見を出し合い、お互いがともに考える基礎を築き上げ、その中で関係者間の信頼関係を深め、社会的な合意形成の道筋を探ろうというもの。

課 題 - 1

情報の共有化と関係者の信頼関係の構築

具体的な取組

府民の関心事項をテーマに意見交換会を定期的で開催します。

取組目標	計画 (実績)	計画	計画	備 考
消費者団体等との意見 交換会の開催回数	4回 (3回)	4回	4回	プロジェクト

【数値目標の根拠】

開催回数

四半期に1度開催することを数値目標として設定した。

課題 - 2

食品の安心・安全情報や危害情報の拡充と迅速な提供

具体的な取組

ホームページ（「京の食“安心かわら版”」や「食の安心・安全プロジェクトのホームページ」等）の拡充と迅速な掲載に努めます。

食品を選択する際の正確な知識の向上に資するよう、各種の情報媒体を通じて積極的に情報提供を行います。

メール配信と広告チラシを活用した情報提供を行います。

取組目標	計画 (実績)	計画	計画	備考
メール登録者数 (累積数)	年度から 実施します	300人	600人	プロジェクト
広告チラシによる情報 提供協力店舗数 (累積数)	年度から 実施します	50店	100店	

【数値目標の根拠】

登録者数

18年度は、くらしの安心推進員をはじめとした食に安心のある消費者を登録することとし、順次、登録者数を倍増させることを数値目標として設定した。

協力店舗数

京都府内にある約1万店の販売業者の1割程度（中、大型店）を目標として推進する。

プラン2 顔の見える関係づくりを推進します。

現 状

座談会の開催など、消費者と生産者・事業者とが交流できる機会づくり等を通じて関係者相互の距離感を近づけることに努めています。

課 題 - 1

生産者・事業者と消費者の「交流の場」づくり

具体的な取組

食に関する座談会を定期的で開催します。

現地見学会など、消費者と食品事業者・生産者等との交流会を開催します。

取組目標	計画 (実績)	計画	計画	備考
食に関する座談会の開催回数	4回 (12回)	4回	4回	プロジェクト

【数値目標の根拠】

開催回数

できるだけ多くの府民に参加してもらえるように府内4か所での開催を目標とした。

課 題 - 2

消費者・生産者等との双方向での情報交流の促進

具体的な取組

ホームページ上での消費者、食品事業者・生産者等が意見交換できる「食の安心・安全情報広場」を開設します。

府民による府、食品事業者・生産者の取組の提案や情報提供を行う「提案フォーム」を設けます。

プラン3 食の安心・安全に関する学習活動を推進します。

現 状

食の安心・安全セミナーや消費生活センター、保健所での研修会の開催など、消費者が知識を習得する機会の提供に努めています。

また、府民の要望により出前講座を行っています。

課 題 - 1

正確な知識の普及・啓発

具体的な取組

食に関する正確な知識を持っていただくため、セミナーを開催します。

取組目標	計画 (実績)	計画	計画	備考
食の安心・安全セミナーの開催回数	5回 (5回)	5回	5回	プロジェクト

【数値目標の根拠】

開催回数

できるだけ多くの府民に参加してもらえるように府内5か所での開催を目標とした。

課 題 - 2

年代や階層に応じた知識や情報の提供

具体的な取組

学校や地域等での学習会や消費者講座へ講師を派遣を派遣します。

取組目標	計画 (実績)	計画	計画	備考
派遣回数	6回 (19回)	20回	20回	関係各課

【数値目標の根拠】

派遣回数

要望に対しては、すべて対応することとしているので、実績をそのまま数値目標として設定した。

プラン4 コンプライアンス（法令順守）を推進します。

現 状

食品偽装表示事件が絶えない中で、法令順守（コンプライアンス）に対する食品事業者・生産者の姿勢が問われています。

また、法令を順守するだけでなく、事業者の社会的責任（CSR）が問われています。

課 題 - 1

法令順守と事業者の社会的責任についての啓発

具体的な取組

食品事業者団体等と協働して食品事業者等の社会的責任についての普及・啓発を行います。

業界団体、事業者による自主行動規範づくりの取組を進めます。

取組目標	計画 (実績)	計画	計画	備 考
説明会等の開催回数	手引書の作成	4回	4回	プロジェクト

【数値目標の根拠】

開催回数

できるだけ多くの事業者に参加してもらえるように府内4か所での開催を目標とした。

主な事項と関係事業（平成18年度）

1 安心・安全の基盤づくり

推進事項	事業名 (担当課)	概要及び主な計画 (: 概要 : 主な計画)
安全な食品の 生産・製造・ 加工、流通の 確保	農薬指導取締対策事業 (農産流通課)	生産部会を対象に作物ごとに研修会の実施と 地域版防除こよみの作成配布 生産部会への農薬適正使用指導の実施 地域版栽培こよみの点検、作成
	農薬指導取締対策事業 (農産流通課)	農薬の適正使用の徹底 使用者・販売者等に対して研修会を開催 農薬管理指導士の育成(研修指導・認定)
	京都府内産牛肉トレーサ ビリティシステム推進事 業 (畜産課)	牛の生産・移動履歴等の情報を記録管理し、 伝達するシステムを構築する。 個体識別及び移動報告等の実施 給与飼料等の付加価値情報の提供
	京都府産鶏卵・鶏肉トレ ーサビリティシステム推 進事業 (畜産課)	衛生管理水準の向上とトレーサビリティシス テムを組み合わせたシステムの構築を支援 システムソフトの開発に対する助成 情報伝達媒体に対する助成
	家畜伝染病予防事業 (畜産課)	監視伝染病等の発生予防及びまん延防止対策 の指導並びに発生予察のための検査 監視伝染病の発生状況把握及び診断のための 検査・病性鑑定
	畜産物安全性確保対策事 業 (畜産課)	畜産物生産における衛生管理システムに基づ く指導 モデル農家を選定した試行の実施
	魚病対策指導事業 (水産課)	水産用医薬品の適正使用の指導・検査及び魚 病の防疫対策の実施 養殖経営体への巡回指導等
	担い手育成支援事業 (水産課)	漁業士の養成や水産加工等の研修の実施 衛生管理講習会の実施
生産者・事業 者の衛生管理 等による品質 管理の促進	京都米安心感向上対策事 業 (農産流通課)	農業団体が取り組む京都米の安心感向上対策 への支援 米の残留農薬検査等への助成
	食品の製造・加工・調理 段階における監視・指導 事業 (生活衛生室)	食品衛生監視指導計画に基づく事業者の監視 ・指導の実施 業種ごとの監視の重要度により年間の標準監 視指導回数を設定して実施

推進事項	事業名 (担当課)	概要及び主な計画 (: 概要 : 主な計画)
	食品安全確保対策事業 【食品衛生講習】 (生活衛生室)	研修会等の実施や講習会への講師派遣により食品衛生管理の推進 講習会等の実施により食中毒予防や衛生管理を啓発
	食の安心・安全基盤強化事業 (プロジェクト)	農林水産物、食品の品質管理水準の向上を図るため、「京の食品安全管理プログラム」の策定・啓発 策定のための検討会の開催及び説明会、研修会の開催
人にやさしく環境に配慮した食品生産の推進	土壌保全対策事業 (農産流通課)	土壌有害物質の含有状況等の把握 土壌モニタリング調査
	京野菜こだわりプロジェクト推進事業 (農産流通課)	化学肥料、化学農薬の使用低減による京野菜等の生産推進 環境にやさしい実証ほ(京野菜における化学農薬の使用低減、茶の施肥量の低減等)の設置と実証ほを活用した農家研修の実施 土づくりコンクールの開催及び優良事例の紹介
		京都こだわり農法に基づく生産と検査員による出荷前の検査等を条件としたブランド認証制度の運用 京都こだわり生産認証審査事業 ブランド認証審査会の開催と認証業務及び認証産地の指導 (認証推進員1名) 京都こだわり生産認証審査員設置事業 (認証検査員5名)
	魚病対策指導事業 (水産課)	水産用医薬品の適正使用の指導・検査及び魚病の防疫対策の実施 養殖経営体への巡回指導等
環境トッランナー支援事業 (産業支援室)	食品事業者の環境に配慮した取組を一層推進 エコ京都21認定・登録制度の推進 京都府環境トッランナー表彰制度の推進	
京都府独自の登録制度の創設	食の安心・安全基盤強化事業 (プロジェクト)	品質管理水準の向上と情報開示項目を定めた登録制度を制定 「きょうと食の安心・安全登録制度」(仮称) 啓発・普及

2 安心・安全の担保

推進事項	事業名 (担当課)	概要及び主な計画 (: 概要 : 主な計画)
食品衛生に対する監視・指導の充実・強化	農薬指導取締対策事業 (農産流通課)	無登録農薬などの販売防止の徹底 立入検査及び使用者・販売者等に対して研修会を開催 農薬管理指導士の育成(研修指導・認定)
	土壌保全対策診断事業 (農産流通課)	安全な肥料の生産・流通監視 府登録普通肥料生産者への立入検査の実施 府内生産特殊肥料品質の監視 (検査収去品の分析)
	土壌健全化対策事業 (農産流通課)	農用地の土壌汚染対策の実施 カドミニウム汚染対策地域のモニタリング調査
	家畜伝染病予防事業 (畜産課)	監視伝染病等の発生予防及びまん延防止対策の指導並びに発生予察のための検査 監視伝染病の発生状況把握及び診断のための検査・病性鑑定
	食品収去検査 (生活衛生室)	府民の意見を反映した食品衛生についての監視 府内で生産・製造又は販売される食品の残留農薬、食品添加物等の検査の実施
	無承認医薬品の監視事業 (薬務室)	無承認・無許可医薬品(疑い)に対する監視の強化 府民及び関係業者に対する正しい知識の普及、店舗への立入調査、買い上げ検査の実施
BSE、高病原性鳥インフルエンザなどの予防対策を徹底と監視体制の強化	家畜保健衛生所機能強化事業 (畜産課)	多様化・国際化する家畜伝染病に対応 精度の高い病性鑑定施設を有する家畜保健衛生所を整備し、稼働させる。
	家畜飼養管理技術指導事業 (畜産課)	家畜衛生対策、畜産物の安全性確保対策の総括指導事業 養鶏農家における高病原性鳥インフルエンザモニタリング検査 生産段階における畜産物(鶏肉、鶏卵等)の抗菌性物質等の残留検査

推進事項	事業名 (担当課)	概要及び主な計画 (: 概要 : 主な計画)
	高病原性鳥インフルエンザ防疫対策事業 (畜産課)	養鶏農家に対して定期的な巡回指導及び死亡鶏等のインフルエンザ検査による発生防止並びに埋却した廃棄物の適正管理 農家巡回、死亡鶏等の病性鑑定 水質検査、臭気物質等検査 消毒鶏糞の管理(ハエの駆除) 専門家会議(部会)の開催
	食鳥検査事業 (生活衛生室)	安全な食鳥肉の供給のための食鳥処理施設の監視指導及び食鳥肉の検査の実施 食鳥処理場への異常鶏搬入防止対策の推進、大規模処理場への簡易検査キット配備
	BSE検査事業 (生活衛生室)	BSE検査の実施 全頭検査の継続
	牛海綿状脳症(BSE)全頭検査事業 (畜産課)	平成15年に施行された牛海綿状脳症対策特別措置法に基づき、24か月齢以上で死亡したすべての牛のBSE検査 24か月齢以上で死亡したすべての牛について、BSE検査の実施
適正な食品表示の確保	京の食“安全見はり番”活動事業 (生活衛生室)	事業者の自主衛生管理の推進や緊急時における調査及び情報収集並びに消費者からの食品衛生等に関する相談への対応 食品衛生推進員の設置
	くらしの安心・安全ネットワークづくり事業 (消費生活室)	府民参画による食品表示等に係る情報提供 報告書による情報提供、アンケート、研修

3 信頼づくり

推進事項	事業名 (担当課)	概要及び主な計画 (: 概要 : 主な計画)
リスクコミュニケーションの促進と情報の共有化の推進	意見交換会の開催 (プロジェクト) (生活衛生室)	消費者、生産者、事業者、行政機関などと意見交換の実施 食に関する府民との意見交換 食品衛生監視指導計画策定に係る意見交換
	食の安心・安全プロジェクトのホームページ (プロジェクト) 京の食“安心かわら版” (生活衛生室)	ホームページによる情報の提供 食の安心・安全の正しい情報や危害防止のための情報提供
	食情報提供事業 (プロジェクト)	食品の安心・安全情報や危害情報の拡充と迅速な提供 民間事業者との連携等により、食情報を幅広く、より迅速に提供
顔の見える関係づくりの推進	きょうと食の信頼づくり推進事業 (プロジェクト)	地域ごとの独自のテーマで座談会方式のリスクコミュニケーションを推進する。 食の安心・安全座談会の開催
食の安心・安全に関する学習活動の推進	きょうと食の信頼づくり推進事業 (プロジェクト)	食品のリスクに関して正確な知識を分かりやすく消費者に伝えるためにセミナーを開催する。 府内5箇所でのセミナーの開催
	年代等に応じた学習機会の提供と情報発信 (関係各室課)	消費者が個々のレベルに応じて、正しい食品の選択や利用ができるための知識を習得する機会の提供 出前講座の実施
コンプライアンスの推進	きょうと食の信頼づくり推進事業 (プロジェクト)	「行政規範等策定指針」に基づく、業界団体ごと、事業者ごとの「自主行動規範」づくりの推進と啓発 手引き書の作成と説明会の開催